

平成25年11月15日

## 自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視

## 〈調査結果に基づく通知に対する改善措置状況〉

関東管区行政評価局（局長：大西一夫）は、自家用電気工作物の安全の確保を図る観点から、平成25年4月から9月にかけて上記行政評価・監視を実施し、その結果に基づき、平成25年9月20日に関東東北産業保安監督部に対し必要な改善措置について通知しました。

これについて、関東東北産業保安監督部から平成25年10月31日に改善措置の回答がありましたので、その概要をお知らせします。

## 【ポイント】

- 自家用電気工作物の適切な維持・管理の推進
  - ・主任技術者等の点検や指摘に基づき計画的に設備更新等の改善措置を講ずるよう設置者に周知（文書）
  - ・設置者等に対するセミナー開催案内の新たな周知先の開拓
  - ・設置者に対し保安規程の重要性を周知徹底し、保安規程の適正な作成、保管及び遵守等について指導
- 自家用電気工作物のデータ管理の充実
  - データ管理充実のためのフォローアップ調査を実施するとともに、5つのデータベースを一本化すること等により、より効率的に自家用電気工作物の存廃の有無や保安管理業務の実施体制を把握できる仕組みを構築予定
- 関係団体を通じた啓発活動の実施
  - 設置者に向けた法令遵守徹底についての文書を新たに3団体（都県中小企業団体中央会、都県商工会連合会、都県商工会議所連合会）に発出し、啓発

## 〈本件照会先〉

総務省関東管区行政評価局

第二部第2評価監視官 椎名

電話：048-600-2330

FAX：048-600-2338

# 通知事項1 自家用電気工作物の適切な維持・管理の推進

## その1 技術基準への適合等

### 調査結果

設置者及び主任技術者等の法令遵守や保安の重要性の認識が不足  
技術基準等への適合状況等について69事業場を実地調査した結果、24事業場に不適切事例あり

#### 《技術基準不適合事例》

- 自家用電気工作物に危険表示がないもの等（2事業場2件）

#### 《近い将来技術基準違反になる可能性の高い事例》

- 自家用電気工作物の隙間から小動物が侵入するおそれがあるもの、自家用電気工作物の鍵をドアノブに吊したまま放置しているもの等（5事業場5件）

#### 《主任技術者等の指摘事項を尊重していない事例》

- 設備の経年劣化等、維持・管理について主任技術者等から改善を指摘されているにもかかわらず、設置者が改善措置を講じていないもの（18事業場56件）

### 通知事項の要旨

設置者及び主任技術者等に対して、当局の調査結果を踏まえ、自家用電気工作物の維持・管理の適正化を図るよう一層の指導及び周知徹底を図ること

### 改善措置の要旨

#### 【主任技術者等からの指摘に対し設置者が未対応のものについて】

設置者向けに文書（平成25年10月17日付け「自家用電気工作物に係る電気事業法遵守の徹底について（お願い）」）を発出した。

（文書の要旨）

- i) 主任技術者等による点検の結果、設備更新を要することとされた高経年受電設備について計画的な設備更新に取り組むこと
- ii) 主任技術者等からの指摘内容の緊急性を把握し計画的な改善措置を採ること

#### 【自家用電気工作物設置者及び主任技術者等に対する周知活動について】

これまで実施してきた「自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナー」の開催案内がより大勢の方の目に触れるよう、新たな周知先を開拓し幅広い周知活動に努める。

#### 【不適切事例について】

調査で指摘された不適切事例について、設置者に対し、立入検査を実施する等により必要な改善が実施されていることを確認した。

# 通知事項1 自家用電気工作物の適切な維持・管理の推進

## その2 保安規程の遵守

### 調査結果

設置者における保安規程の重要性に関する認識が不足  
保安規程の遵守状況について、69事業場を実地調査した結果、12事業場に不適切事例あり

#### 《設置者が保安規程に関する義務を履行していない事例》

- 保安規程を保管していない……………3事業場
- 保安規程の変更届を提出していない……………4事業場

#### 《設置者が保安規程を遵守していない事例》

- 保安規程の記載内容に不備がある等……………4事業場
- 保安規程に定めた定期点検を実施していない……………2事業場
- 保安規程に定めた点検頻度を遵守していない……………2事業場

### 通知事項の要旨

設置者に対して保安規程の重要性について周知徹底を図るとともに、保安規程の適正な作成、保管及び遵守等について指導すること

### 改善措置の要旨

従来の立入検査等の機会を通じた設置者への直接の働きかけに加え、今後は、「自家用電気工作物設置者及び電気主任技術者セミナー」等での説明の機会を通じて、より分かりやすい資料により保安規程の重要性について周知徹底を図り、保安規程の適正な作成、保管及び遵守等について指導する。

## 通知事項2

### 自家用電気工作物設置者に対する指導監督の効果的・効率的な実施

#### その1 保安管理体制未整備事業場の的確な把握及び指導監督の充実

##### 調査結果

現行の仕組みでは保安管理体制が整備されていない事業場を的確に把握できず、これに対する指導監督も不十分

- 波及事故を防止するためには、主任技術者を選任していない等保安管理体制が整備されていない事業場の把握が重要であるが、関東東北産業保安監督部が保有する5つのデータベースにおいては、脱落している事業場や重複して収録されている事業場がみられ、収録事業場のデータ移行や保存等が的確に行われる仕組みとなっていない。
- 関東東北産業保安監督部は、「保安の確保が適切でないおそれのある事業場」として、平成22年度から24年度までに63事業場の立入検査を実施しているが、上記のとおり、保安管理体制の未整備事業場を的確に把握できる仕組みとなっていないことから、これらの事業場に対する指導監督が不十分

##### 通知事項の要旨

- ① 保安管理業務の委託契約を解除した事業場についてその後の保安管理体制等を把握するための措置を講じ、把握した情報をデータベースに盛り込むこと  
また、中期的に、よりの確に事業場を把握できるデータベースの仕組みを構築すること
- ② ①のデータベースを活用するなどにより、保安管理体制の未整備事業場に対して重点的に立入検査や注意喚起を行うこと

##### 改善措置の要旨

- ① 外部委託承認に係るデータベースについては、委託契約を解除した場合に解除後の管理体制を把握できるよう新たな措置を講じる。
  - i) 電気保安法人等との保安管理業務の委託契約を解除した事業場について、解除後の管理体制を把握するため、平成26年度内を目途にフォローアップ調査を実施
  - ii) 経済産業省本省が構築を検討している全国統一の自家用電気工作物設置者データベース(仮称)において、関東東北産業保安監督部が運用する5つのデータベースを一本化し、より効率的に自家用電気工作物の存廃の有無や保安管理業務の実施体制を把握できる仕組みを構築予定
- ② 上記①のフォローアップ調査の実施により、事業場において保安管理体制が整備されていないことを把握した場合には、計画的に立入検査を実施し指導するほか、電話又は文書等により注意喚起を行い、不適切な状態が解消されるよう、積極的な働きかけを行う。

## 通知事項2

### 自家用電気工作物設置者に対する指導監督の効果的・効率的な実施

#### その2 設置者への効果的・効率的な啓発

##### 調査結果

高経年受電設備の更新等について、設置者への啓発活動が不十分

- 波及事故の主原因である自然劣化による事故を防止するためには、主任技術者等の定期点検結果を踏まえた受電設備の更新が重要
  - ⇒ 東京都及び埼玉県内に所在する27事業場について関東管区行政評価局が高経年受電設備の更新状況等を調査したところ、主任技術者等から設備更新を指摘等された9事業場のうち8事業場の設置者が未対応
- 高経年受電設備の更新等、設置者に対する波及事故防止のための啓発活動が重要
  - ⇒ 関東東北保安監督部が開催しているセミナーへの設置者の参加は少ない状況
  - ⇒ 関東東北保安監督部の啓発活動は、主として、保安管理業務を受託している電気保安法人等を介して行われており、設置者への直接の啓発活動は低調
- 実地調査した69事業場のうち18事業場において主任技術者等が維持・管理について要改善事項を指摘しているが、設置者は改善措置を講じていない。

##### 通知事項の要旨

設置者に対して、例えば、新たに、設置者が多数所属する団体等の協力を得るなどにより、

- ① 点検結果を踏まえた高経年受電設備の更新等の重要性等についての啓発
- ② 主任技術者等から指摘されている事項について、指摘内容の緊急性等を把握し計画的に改善措置を採ることについての周知を行うこと

##### 改善措置の要旨

通知事項1のその1のとおり、点検結果を踏まえた受電設備の更新の重要性等について、管内の自家用電気工作物設置者に向けた文書(平成25年10月17日付け「自家用電気工作物に係る電気事業法遵守の徹底について(お願い)」)を、以下の団体を通じて配布し啓発活動を実施した。

今後も引き続き新たな周知先を発掘し、より効果的な周知に努める。

(新たに協力を得た団体)

- i) 都県中小企業団体中央会(1都8県の9団体)
- ii) 都県商工会連合会(1都8県の9団体)
- iii) 都県商工会議所連合会(1都8県の9団体)